

日本共産党の松岡徹です。新社会党の岩中伸司議員と共同で提出しています議員提出議案第8号「学生を無法に酷使するブラックバイトの解決を政府に求める意見書」について。提出者の説明を行います。

以前は、学生バイトといえば、正規雇用の補助で、賃金は低くても、あくまでアルバイトであり、責任は軽いものでした。テスト前には休むというのも学生の本分からして当たり前でした。

しかし最近の様相が大きく変わってきています。いわゆる「ブラックアルバイト」問題です。

メディアでも「違法行為が横行し、学業に影響するほどの長時間労働を強いられるケースも」（「読売」）など取り上げられ、全国的に社会問題になってきています。

チェーン店では、正社員は一店舗に1人、あとは学生アルバイトといった状況があります。学生バイトが「バイトリーダー」「時間帯責任者」などとして、シフトの管理など正社員のようなことをやらされています。

大学教育の面では、「バイト先から授業中に連絡が入る」「シフトの変更がききにくく、ゼミ合宿の日程が決められない」などの事態も生まれています。

全国的に問題となっているケースをいくつか紹介します。

「シフトの連絡が直前にある」「予定があるのにシフトを急に入れられる」「テスト期間なのに『がんばってシフトに入ってくれ』と言われる」といっ

た無理なシフトを組まれるケース。

「15分未満の勤務時間が切り捨てられる」「売れ残りの商品を買わされる」といった違法・脱法行為。

「辞めたいが、いろいろ言われて辞めさせてもらえない」「辞めたいと言ったら、『求人広告費分として給料から4分の3を差し引く』と言われ、やめられない」等々です。

バイトと学業を両立できず、留年や大学中退に追い込まれるなど、深刻なケースもあり、ブラックバイトは、学生生活と大学教育の障害となっています。

「ブラックアルバイト」問題の背景には、日本社会にはびこるブラック企業問題があります。

労働者派遣法など労働法制の改悪で、非正規雇用を労働者の4割近くにまで増やしたことが、ブラック企業の存立基盤となっています。こうした事態を改めるのではなく、安倍内閣は、「派遣を常用雇用の代替にしない」という原則を無視し、正社員を派遣に置き換えることを完全に自由化する労働者派遣法の改悪案を通常国会に提出しました。労働者、国民の強い反対のなか、廃案になりましたが、こうした若者を使い捨てにする政策の根本的な転換が求められています、

一方、多くの学生が、バイトをして、ある程度の収入を確保しなければな

らない状況があります。親がリストラされたり、商売が立ち行かなかったりする状況が広がっているからです。

東京私立大学教職員組合連合の調査によると、首都圏の私立大学に通う学生の家庭からの仕送りは、2013年度で月平均8万9千円。ピークだった1994年度の12万4900円から減り続け、調査開始以来、最低となっています。仕送りから家賃を引いた1日当たりの生活費は平均937円で、ピークだった1990年度の4割以下です。

国民の所得が減り続けるなかで、学生のバイト依存が高まらざるを得ない事情とともに、高い学費、貧困な奨学金制度などの問題があります。

公的な奨学金はすべて貸与制で、うち7割が有利子で、月10万円を4年間借りれば480万円、これに利子がついて600万円以上を卒業後に返済しなければなりません。

学生は、就職難で、就職先があっても安定した正規雇用でない場合も多く、将来安定した職業につけるかも分からない不安から、奨学金をあきらめ、バイトに頼らざるを得ない状況があります。

多くの学生が、違法・無法な「ブラックアルバイト」を強いられても断れない、やめられない状況におかれているのです。

こうした事態は、最高学府である大学教育にも少なからぬ悪影響を及ぼしており、とりわけ前途ある学生にとって極めて由々しき問題です。

OECD（経済協力開発機構）加盟34カ国中「授業料無償化」と「給付型奨学金」の二つとも行われていないのは日本だけです。

アルバイトをする学生は8割にのぼり、このうちアルバイトが「学業の妨げになった」と答える学生は半数以上です。生活費のために働く学生は31・7%といった調査結果があります。（東京大学「学生生活実態調査」2012年）

政府は2012年9月、「高校や大学の教育を段階的に無償にする」と定めた国際人権規約の条項の「留保」を撤回しており、高い高学費を引き下げ、無償化を進めていくことは、政府の国民への責任であり、国際的公約です。

学費負担の軽減、奨学金はせめて「無利子」にし、将来的には給付制を当たり前にするなど、思い切った改革を進めるべきです。

働く人間を「使い捨て」にする社会は、若者から希望を奪い、貧困と格差を広げ、日本社会から活力を奪ってしまいます。人間らしい労働・ディーセント・ワークが、世界の流れです。

学生の立場の弱さ、労働法など働くルールを知らないことにつけこむ企業の悪質さはたださなければなりません。

学校教育法第83条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」「大学は、その目的を実現するための教育研究

を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」

と定めています。高い授業料、利息付の奨学金、ブラックアルバイトなどは、大学と大学生の使命、役割を阻害しています。こうした事態が、長期的にみれば、日本の将来にとって、大きなマイナスとなることは疑いありません。意見書は、「ブラックアルバイト」解決のために、政府の責任ある取り組みを求めるものです。賛同をいただくよう訴えまして、提出者説明を終わります。